

もしものときにご家族の笑顔をサポートする

かぞへ エール

みどりの収入保障保険

無配当収入保障保険(無解約払戻金型)

年金年額
180万円



- 万一のときに、のこされたご家族の生活を年金でサポート!
- 所定の高度障害状態になられたときでも年金をお支払いします!

— 安心の未来を託す。



みどり生命



でも、世帯主にもしものことがあったら日々の生活はどうなっていくのでしょうか？

健康で暮らしているとき

収入と支出のバランスが取れている状態

もしものことが あったとき

住宅ローンや家賃... お子さまの教育費...
毎月の食費や光熱費...

収入が減ってもこされたご家族の生活費は変わりません
公的保障から遺族年金が支払われますがそれでは足りないようです

公的遺族年金

生活費などの支出

バランスが崩れて生活費が足りなくなってしまう...

毎月の食費や光熱費、お子さまの教育費、住居費など、ご家族を支える収入がなくなりバランスが崩れうかかもしれません

教育費、住居費など、ご家族を支えてご家族の生活費が不足してしまう

不足する生活費に備えていると...

かぞくメールで補える!

収入保障 保険
公的遺族年金

生活費などの支出

これなら安心!

今まで通りの生活費が確保できれば安心です



必要な保障をお手頃な保険料で備えられます!

特長

1

万一のとき、または所定の**高度障害状態**になられたとき、**保険期間満了**まで毎年、**年金**を受け取れます。

特長

2

負担を抑えた**保険料**で保障を準備できます。

特長

3

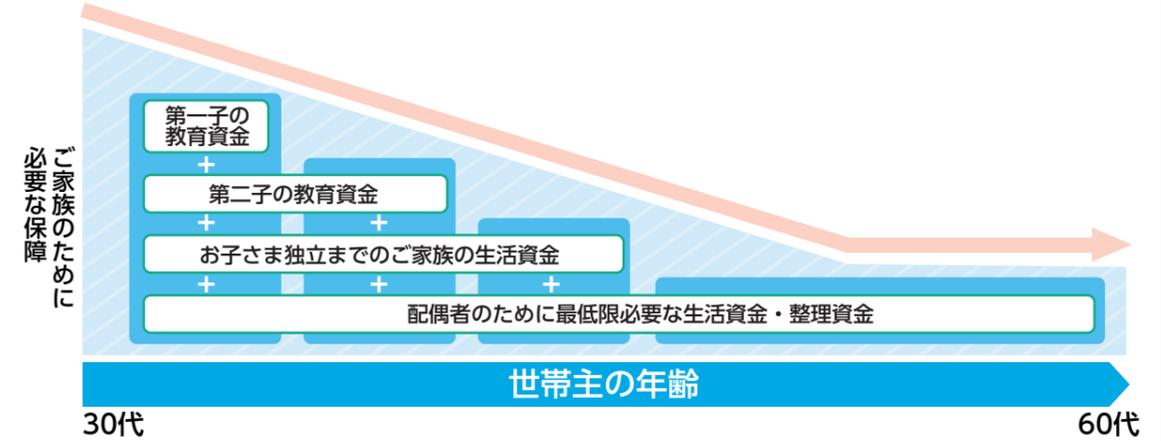
ニーズに合わせて、**年金年額・保険期間・保険料払込方式**を選べます。

- 年金年額の種類 90万円*・120万円・150万円・180万円・240万円
 - 保険期間/保険料払込期間 ... 60・65歳満了
 - 保険料払込方式 平準払込方式・逓減払込方式
- ※年金年額90万円は女性/平準払込方式/契約年齢18歳以上39歳以下/60歳満了のみのお取り扱いとなります。

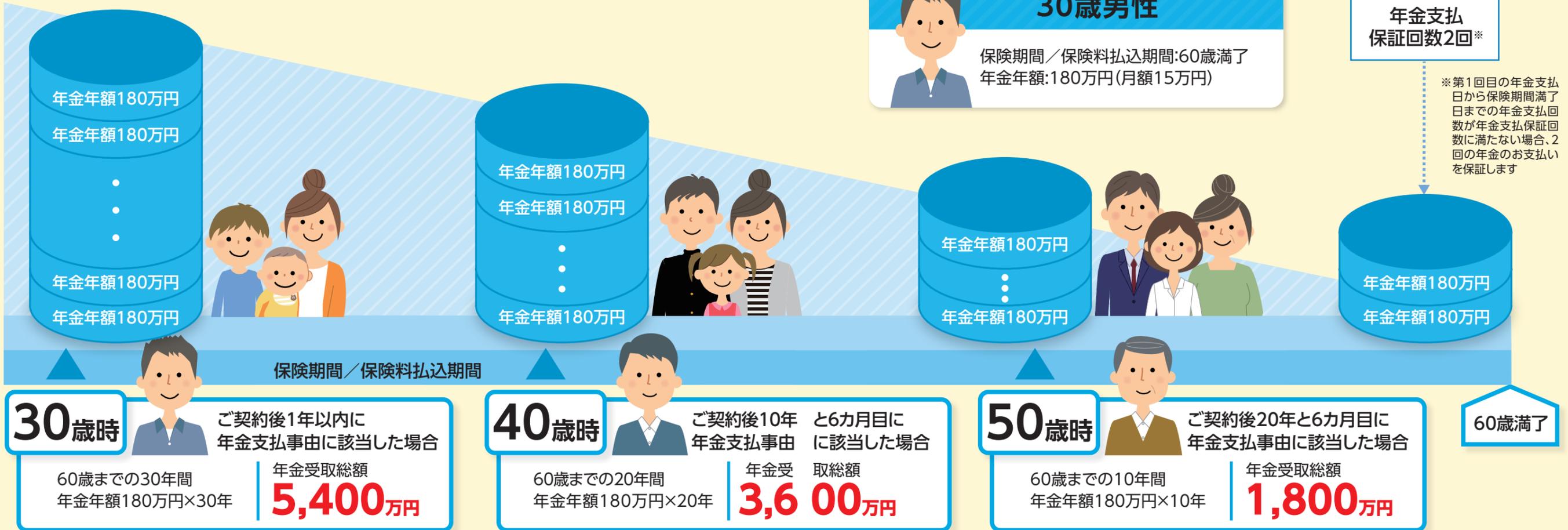
■必要なときに必要なだけ準備できるから!

一般的に万一のときの必要額はご家族の成長や、期間の経過にともなって減少します。必要な保障を必要なだけ負担を抑えた保険料で準備できます。

4人家族の場合



お受取額例 イメージ図



*年金の受取開始後は、保険料の払込は不要です。*この商品には、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

しくみと特長

保障の考え方

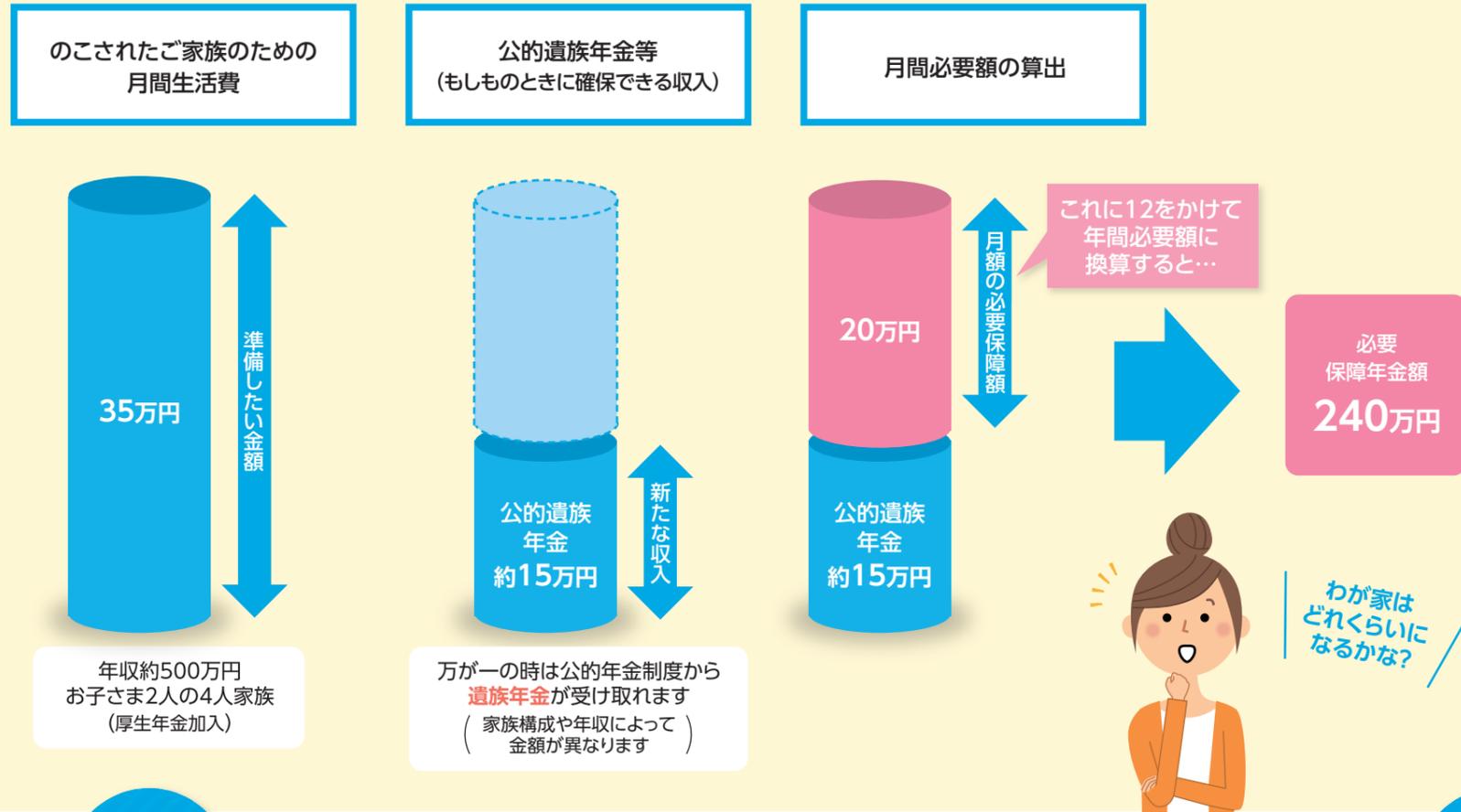
保障内容等

保険料表

Q & A

契約概要その他

■ のこされたご家族が今と変わらない生活を送るために必要な保障額の考え方



■ 公的遺族年金とは?

公的遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。公的遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなられた方の公的年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

■ 公的遺族年金支給額早見表

(2021年度価格)
(単位:万円)

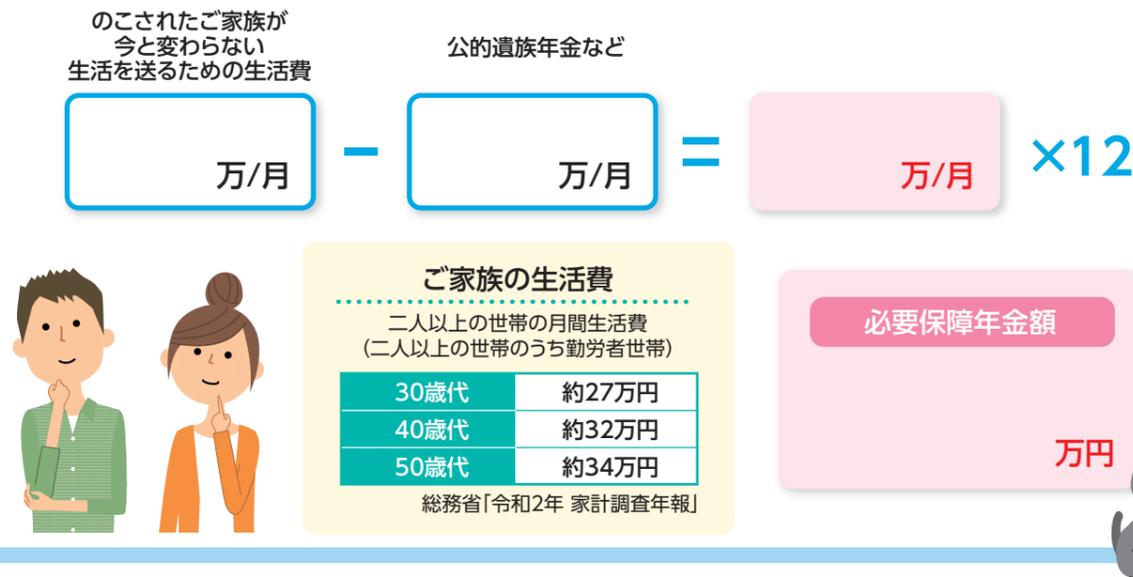
自営業		遺族基礎年金					
		妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額
月収にかかわらず一律		0.0	0.0	100.5	8.3	123.0	10.2

会社員		遺族厚生年金				遺族基礎年金+遺族厚生年金			
		妻のみ*1 (40歳未満)		妻のみ*2 (40歳以上65歳未満)		妻と子1人		妻と子2人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
亡き夫の報酬	25万円	40.0	3.3	98.6	8.2	140.6	11.7	163.1	13.5
	35万円	56.1	4.6	114.6	9.5	156.6	13.0	179.1	14.9
	45万円	72.1	6.0	130.7	10.8	172.7	14.3	195.2	16.2

※1 「妻のみ(40歳未満)」のうち、30歳未満の遺族厚生年金は5年間の有期年金となります。
 ※2 「妻のみ(40歳~65歳未満)」の支給額には中高齢寡婦加算(585,700円)を含みます。
 ●上記は亡くなられた方が夫の場合を例示しています。遺族基礎年金については、亡くなられた方が妻の場合も同様の取扱いとなりますが、遺族厚生年金については、亡くなられた方が妻の場合、支給要件・支給開始時期が異なります。詳しくは日本年金機構等のホームページをご確認ください。●本資料の年金額は2021年12月時点の支給額で算出しています。●平均標準報酬月額とは、厚生年金加入期間の標準報酬月額の平均額(現在の価値に換算するために再評価率で修正)のことで、年金額の計算の基礎となるものです。●遺族厚生年金の年金額は2004年の年金制度改正後の法律が定める計算式で算出していますが、一定の条件のもとに算出した金額ですので、実際の支給額を保障するものではありません。なお、2003年4月から総報酬制が導入されていますが、賞与が一定割合(年間3.6カ月分)支給される前提においては「平均標準報酬月額」で近似値が求められるため、当資料においても簡易的に「平均標準報酬月額」のみを使用して年金額を算出しています。●現役会社員の死亡時の遺族厚生年金については、加入期間300月が最低保障されるため、当資料についても300月加入の前提で計算しています。また、各年金の年額・月額、計算結果のそれぞれ千円未満を切捨てて記載しているため、月額を12倍しても年額と合致しないことがあります。●実際の年金の支払いは、年額を6等分した金額が2カ月ごと(偶数月)に、端数は最終支払月(2月)にまとめて支給されます。
 <制作・監修>株式会社セールス手帖社保険FPS研究所調べ

いくら?

あなたのために必要な保障額を計算してみよう!



いつまで?

保険期間を考えてみよう!

ご家庭の状況に合わせて60歳満了 or 65歳満了からお選びください

【保険期間の考え方(例)】

子供が独立するまで
保障があれば 安心だな

60歳
満了
タイプ



働いている間は生活費の
保障はあった方がいいな…
定年は65歳だから…

65歳
満了
タイプ



保障内容

万一のとき、高度障害状態になられたとき、年金を受け取れます

毎年の年金額は変わりませんが、死亡・所定の高度障害状態になった契約年度によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。(保険期間の経過により、年金受取総額は毎年減少していきます。)

年金をお支払する場合(支払事由)

年金の種類	年金をお支払いする場合(支払事由)	支払額	受取人
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金年額	遺族年金受取人
高度障害年金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	年金年額	被保険者

高度障害年金のお支払い対象となる「所定の高度障害状態」は次の通りです。

たとえばこんなとき…

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

あなたの日々の生活に
思いがけないリスクが!

階段から誤って転倒。その結果、脊髄を損傷したことにより終身常に介護を要する状態と診断された。



次のような状態のときには以後の保険料の払込が免除になります

被保険者が不慮の事故によって「所定の身体障害状態」に該当したとき、以後の保険料のお払い込みは不要です。

「所定の身体障害状態」は次の通りです。

たとえばこんなとき…

- 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 10手指の用を全く永久に失ったもの
- 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

あなたの日々の生活に
思いがけないリスクが!

帰宅途中、交通事故に巻き込まれた。その結果、足を開放骨折したことにより、切断を余儀なくされた。



*責任開始時以後に生じた不慮の事故による傷害で、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態に該当した場合に限ります。

選べる!

払込方式と年金受取方法

【ご契約例】30歳男性 保険期間/保険料払込期間:60歳満了 年金年額:180万円 年金支払保証回数:2回

保険料の払込方式が選べます

保険料の払込方法は**平準払込方式**と**逓減払込方式**の2タイプあります。



年金のお受取方法が選べます

被保険者が**40歳で支払事由に該当**された場合の例です。



*年金の現価相当額とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。
*一時金で受け取る場合、通常、年金で受け取るよりも、受取総額は少なくなります。
*一時受取りを希望した時から、次の年金支払予定日までの期間によって受取金額が異なる場合があります。



保険料表

男性

(単位:円)

保険期間/保険料払込期間60歳満了										
契約年齢(歳)	月払保険料									
	平準 払込 方式	逓減払込方式								
		契約時	6年目	11年目	16年目	21年目	26年目	31年目	36年目	41年目
18	3,940	5,193	4,675	4,154	3,636	3,116	2,597	2,597	2,597	2,597
19	3,965	5,207	4,687	4,165	3,645	3,125	2,605	2,605	2,605	2,605
20	3,976	5,204	4,684	4,163	3,643	3,123	2,603	2,603	2,603	-
21	3,978	5,184	4,666	4,147	3,629	3,110	2,592	2,592	2,592	-
22	3,974	5,159	4,642	4,127	3,611	3,096	2,579	2,579	2,579	-
23	3,967	5,126	4,613	4,100	3,589	3,076	2,563	2,563	2,563	-
24	3,960	5,094	4,585	4,075	3,566	3,056	2,547	2,547	2,547	-
25	3,956	5,065	4,559	4,052	3,546	3,038	2,533	2,533	-	-
26	3,964	5,047	4,543	4,037	3,533	3,028	2,524	2,524	-	-
27	3,978	5,038	4,534	4,030	3,526	3,022	2,520	2,520	-	-
28	4,001	5,038	4,534	4,030	3,526	3,022	2,520	2,520	-	-
29	4,028	5,040	4,536	4,032	3,528	3,024	2,520	2,520	-	-
30	4,059	5,045	4,541	4,036	3,532	3,028	2,524	-	-	-
31	4,095	5,054	4,549	4,043	3,539	3,033	2,527	-	-	-
32	4,138	5,067	4,561	4,054	3,548	3,040	2,534	-	-	-
33	4,183	5,081	4,574	4,064	3,557	3,049	2,542	-	-	-
34	4,234	5,098	4,588	4,079	3,568	3,058	2,549	-	-	-
35	4,288	5,117	4,606	4,093	3,582	3,071	-	-	-	-
36	4,343	5,146	4,631	4,117	3,602	3,087	-	-	-	-
37	4,396	5,168	4,651	4,135	3,618	3,101	-	-	-	-
38	4,442	5,179	4,660	4,144	3,625	3,107	-	-	-	-
39	4,484	5,180	4,662	4,144	3,627	3,109	-	-	-	-
40	4,516	5,166	4,649	4,133	3,616	-	-	-	-	-
41	4,540	5,157	4,642	4,126	3,611	-	-	-	-	-
42	4,558	5,137	4,624	4,109	3,596	-	-	-	-	-
43	4,568	5,105	4,594	4,084	3,573	-	-	-	-	-
44	4,574	5,062	4,556	4,050	3,542	-	-	-	-	-
45	4,570	5,006	4,505	4,005	-	-	-	-	-	-
46	4,561	4,961	4,464	3,969	-	-	-	-	-	-
47	4,538	4,900	4,410	3,920	-	-	-	-	-	-
48	4,500	4,817	4,334	3,854	-	-	-	-	-	-
49	4,446	4,712	4,241	3,769	-	-	-	-	-	-
50	4,372	4,577	4,120	-	-	-	-	-	-	-

保険期間/保険料払込期間65歳満了											
契約年齢(歳)	月払保険料										
	平準 払込 方式	逓減払込方式									
		契約時	6年目	11年目	16年目	21年目	26年目	31年目	36年目	41年目	46年目
18	4,824	6,448	5,803	5,159	4,513	3,868	3,224	3,224	3,224	3,224	3,224
19	4,874	6,498	5,848	5,198	4,549	3,899	3,249	3,249	3,249	3,249	3,249
20	4,912	6,529	5,875	5,224	4,570	3,917	3,265	3,265	3,265	3,265	-
21	4,939	6,545	5,890	5,236	4,581	3,928	3,272	3,272	3,272	3,272	-
22	4,964	6,556	5,900	5,245	4,588	3,933	3,278	3,278	3,278	3,278	-
23	4,984	6,559	5,904	5,247	4,592	3,935	3,280	3,280	3,280	3,280	-
24	5,006	6,565	5,908	5,252	4,595	3,938	3,283	3,283	3,283	3,283	-
25	5,033	6,577	5,920	5,261	4,604	3,946	3,289	3,289	3,289	-	-
26	5,072	6,602	5,942	5,281	4,622	3,962	3,301	3,301	3,301	-	-
27	5,121	6,638	5,974	5,310	4,648	3,983	3,319	3,319	3,319	-	-
28	5,180	6,685	6,017	5,348	4,680	4,010	3,343	3,343	3,343	-	-
29	5,245	6,736	6,062	5,389	4,714	4,041	3,368	3,368	3,368	-	-
30	5,315	6,793	6,115	5,434	4,756	4,075	3,397	3,397	-	-	-
31	5,393	6,856	6,170	5,485	4,799	4,113	3,429	3,429	-	-	-
32	5,477	6,925	6,232	5,540	4,847	4,154	3,463	3,463	-	-	-
33	5,566	6,997	6,296	5,598	4,898	4,198	3,499	3,499	-	-	-
34	5,663	7,072	6,365	5,657	4,950	4,243	3,537	3,537	-	-	-
35	5,765	7,155	6,440	5,724	5,009	4,293	3,578	-	-	-	-
36	5,870	7,232	6,509	5,785	5,063	4,340	3,616	-	-	-	-
37	5,974	7,304	6,574	5,843	5,114	4,383	3,652	-	-	-	-
38	6,071	7,366	6,629	5,893	5,155	4,419	3,683	-	-	-	-
39	6,165	7,416	6,674	5,933	5,191	4,450	3,708	-	-	-	-
40	6,251	7,450	6,705	5,960	5,215	4,469	-	-	-	-	-
41	6,331	7,490	6,741	5,992	5,243	4,495	-	-	-	-	-
42	6,404	7,519	6,766	6,016	5,263	4,511	-	-	-	-	-
43	6,469	7,533	6,781	6,026	5,274	4,520	-	-	-	-	-
44	6,530	7,537	6,782	6,030	5,276	4,522	-	-	-	-	-
45	6,584	7,524	6,772	6,019	5,267	-	-	-	-	-	-
46	6,631	7,524	6,772	6,019	5,267	-	-	-	-	-	-
47	6,662	7,502	6,752	6,001	5,252	-	-	-	-	-	-
48	6,676	7,456	6,710	5,965	5,218	-	-	-	-	-	-
49	6,673	7,380	6,642	5,904	5,166	-	-	-	-	-	-
50	6,647	7,274	6,547	5,819	-	-	-	-	-	-	-
51	6,597	7,173	6,457	5,738	-	-	-	-	-	-	-
52	6,527	7,045	6,341	5,636	-	-	-	-	-	-	-
53	6,439	6,890	6,201	5,512	-	-	-	-	-	-	-
54	6,336	6,712	6,041	5,369	-	-	-	-	-	-	-
55	6,210	6,500	5,850	-	-	-	-	-	-	-	-

*年金年額180万円の場合
 *ご契約年齢とは、契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。
 *上記以外のご契約条件での保険料は、募集代理店またはみどり生命までお問い合わせください。

女性

(単位:円)

保険期間/保険料払込期間60歳満了										
契約年齢(歳)	月払保険料									
	平準 払込 方式	逓減払込方式								
		契約時	6年目	11年目	16年目	21年目	26年目	31年目	36年目	41年目
18	2,525	3,332	2,999	2,666	2,333	2,000	1,667	1,667	1,667	1,667
19	2,558	3,364	3,028	2,691	2,354	2,018	1,683	1,683	1,683	1,683
20	2,592	3,395	3,055	2,716	2,376	2,038	1,697	1,697	1,697	-
21	2,624	3,425	3,083	2,740	2,398	2,056	1,714	1,714	1,714	-
22	2,660	3,456	3,110	2,765	2,419	2,074	1,728	1,728	1,728	-
23	2,695	3,487	3,137	2,790	2,441	2,092	1,744	1,744	1,744	-
24	2,732	3,519	3,168	2,815	2,464	2,111	1,760	1,760	1,760	-
25	2,770	3,550	3,195	2,840	2,484	2,129	1,775	1,775	-	-
26	2,813	3,586	3,227	2,869	2,509	2,151	1,793	1,793	-	-
27	2,858	3,623	3,262	2,898	2,536	2,174	1,813	1,813	-	-
28	2,907	3,663	3,298	2,930	2,565	2,198	1,832	1,832	-	-
29	2,956	3,701	3,330	2,961	2,590	2,221	1,850	1,850	-	-
30	3,004	3,737	3,362	2,990	2,615	2,243	1,868	-	-	-
31	3,053	3,769	3,393	3,015	2,639	2,261	1,885	-	-	-
32	3,096	3,796	3,416	3,037	2,657	2,277	1,899	-	-	-
33	3,137	3,814	3,433	3,051	2,669	2,288	1,908	-	-	-
34	3,175	3,829	3,445	3,064	2,680	2,297	1,915	-	-	-
35	3,209	3,832	3,449	3,065	2,682	2,299	-	-	-	-
36	3,236	3,838	3,454	3,071	2,686	2,302	-	-	-	-
37	3,260	3,834	3,451	3,067	2,684	2,300	-	-	-	-
38	3,276	3,821	3,440	3,056	2,675	2,293	-	-	-	-
39	3,287	3,800	3,420	3,040	2,660	2,281	-	-	-	-
40	3,296	3,773	3,395	3,019	2,641	-	-	-	-	-
41	3,303	3,755	3,379	3,004	2,628	-	-	-	-	-
42	3,310	3,733	3,361	2,986	2,614	-	-	-	-	-
43	3,317	3,708	3,337	2,966	2,596	-	-	-	-	-
44	3,323	3,681	3,314	2,945	2,578	-	-	-	-	-
45	3,325	3,641	3,278	2,912	-	-	-	-	-	-
46	3,316	3,609	3,249	2,887	-	-	-	-	-	-
47	3,294	3,559	3,202	2,848	-	-	-	-	-	-
48	3,256	3,488	3,139	2,790	-	-	-	-	-	-
49	3,206	3,398	3,058	2,718	-	-	-	-	-	-
50	3,139	3,289	2,959	-	-	-	-	-	-	-

保険期間/保険料払込期間65歳満了											
契約年齢(歳)	月払保険料										
	平準 払込 方式	逓減払込方式									
		契約時	6年目	11年目	16年目	21年目	26年目	31年目	36年目	41年目	46年目
18	3,062	4,097	3,686	3,278	2,867	2,459	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048
19	3,110	4,153	3,737	3,323	2,907	2,491	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077
20	3,161	4,208	3,787	3,366	2,947	2,525	2,104	2,104	2,104	2,104	-
21	3,213	4,264	3,838	3,411	2,984	2,558	2,133	2,133	2,133	2,133	-
22	3,267	4,320	3,888	3,456	3,024	2,592	2,160	2,160	2,160	2,160	-
23	3,321	4,378	3,940	3,503	3,064	2,626	2,189	2,189	2,189	2,189	-
24	3,379	4,437	3,994	3,550	3,107	2,662	2,219	2,219	2,219	2,219	-
25	3,436	4,498	4,048</								

Q 年金を受け取れない場合がありますか？

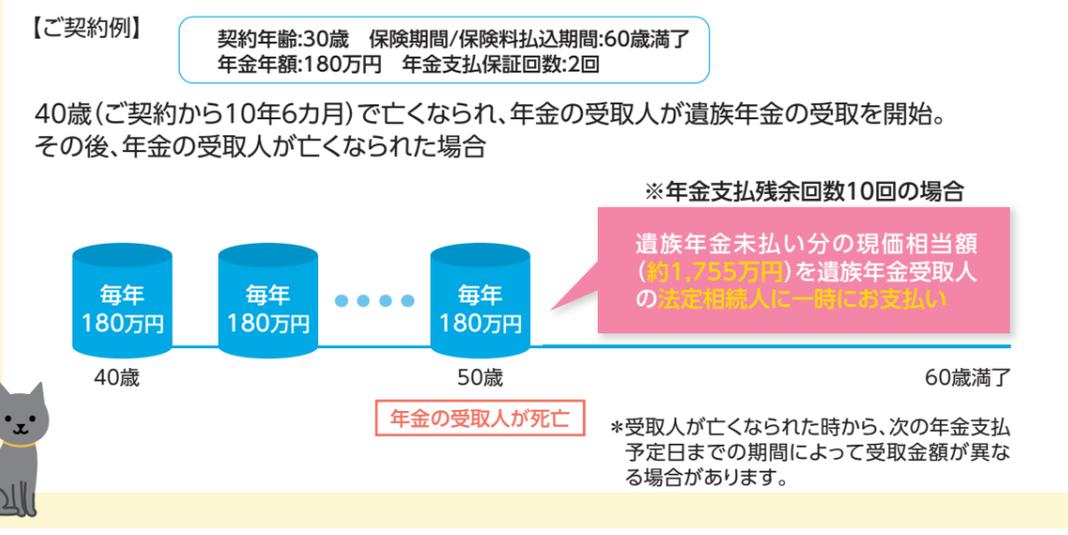
A たとえば、次のような場合があります。

- 故意または重大な過失により、事実と異なることを告知し「告知義務違反」としてご契約が解除されたとき
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効となったとき
- 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
- 保険契約者、被保険者の故意により高度障害状態に該当したときなど



Q 遺族年金の受取中に年金の受取人が亡くなった場合、どうなりますか？

A 遺族年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に遺族年金受取人が死亡した場合には、死亡した遺族年金受取人の法定相続人に、年金未支払分の現価を一時に支払います。法定相続人が2人以上いるときは、それぞれの法定相続分に応じて支払います。ご契約は消滅します。



Q 高度障害年金を受取中に年金の受取人が亡くなった場合、どうなりますか？

A 高度障害年金の支払事由発生後、高度障害年金の受取人である被保険者が死亡した場合には被保険者の法定相続人に、年金未支払分の現価を一時に支払います。法定相続人が2人以上いるときは、それぞれの法定相続分に応じて支払います。ご契約は消滅します。

Q 遺族年金を受け取る際の税務の取扱いはどうになりますか？

A 契約者・被保険者・受取人の関係によって、以下のとおり税務の取扱いが異なります。

契約形態	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	被保険者の死亡時	年金受取り時	
① 契約者と被保険者が同一の場合 【例】 	相続税*1 年金の受給権評価額に対して課税	所得税*2 (雑所得)	相続税
② 契約者と年金受取人が同一の場合 【例】 	—		所得税 (一時所得)
③ 契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合 【例】 	贈与税 年金の税法上の評価額に対して課税		贈与税



*1 遺族年金の受取人が相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。
*2 例①③で年金として受け取る場合、受給初年度を除く毎年の年金は、相続税・贈与税の課税対象部分を除いた部分が雑所得となり、所得税が課税されます。

Q 保険期間中に解約した場合、解約払戻金がありますか？

A この保険には**解約払戻金はありません。**



Q 加入後に保険料逓減払込方式に変更することはできますか？

A 保険料逓減払込方式に関する特則は契約締結の時のみ適用できるため、加入後の**変更はできません。**

税務の取扱い等については2021年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。今後取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。



■この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
 ■ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

保障内容について

年金の種類	年金をお支払いする場合(支払事由)	支払額	受取人
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金年額	遺族年金受取人
高度障害年金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	年金年額	被保険者

商品名称・保険期間・契約年齢などについて

名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
無配当収入保障保険 (無解約払戻金型)	60歳満了	60歳まで	満18歳～満50歳
	65歳満了	65歳まで	満18歳～満55歳

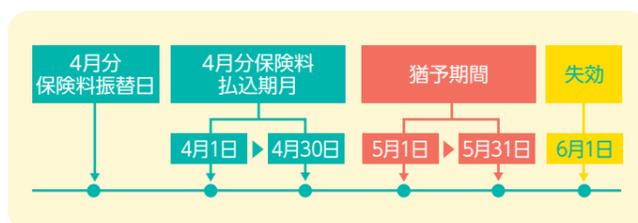
責任開始時について

お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社がお引き受けを承諾した場合、第1回保険料のお払い込みと告知がともに完了したときから、当社は保険契約上の責任を開始します。



保険料の払込方法と保険契約の失効について

- 保険料のお払い込みは口座振替となります。
- 第2回目以降の保険料については、払込期月の前月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。(失効)



特約と配当金について

特約・配当金はありません。

解約と払戻金について

解約払戻金はありません。

代理請求制度(代理請求に関する特則)について

以下のようなときに、指定した代理請求人(指定代理請求人)が年金の請求などを行うことができます。

請求を行う意思表示が困難である等の特別な事情があるため

- 高度障害年金の受取人が高度障害年金を請求できないとき
- 被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求できないとき

代理請求人は保険契約者が、被保険者の同意を得て、あらかじめ指定します(指定代理請求人)。

指定代理請求人の範囲

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいないときは甥姪)
- 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族

*上記以外でも会社所定の書類等で事実確認ができれば認められる場合があります。

詳しくはご契約のしおり・約款をご確認ください。

ご家族登録サービスについて

「安心のご家族登録サービス」にお申し込みいただくと

1

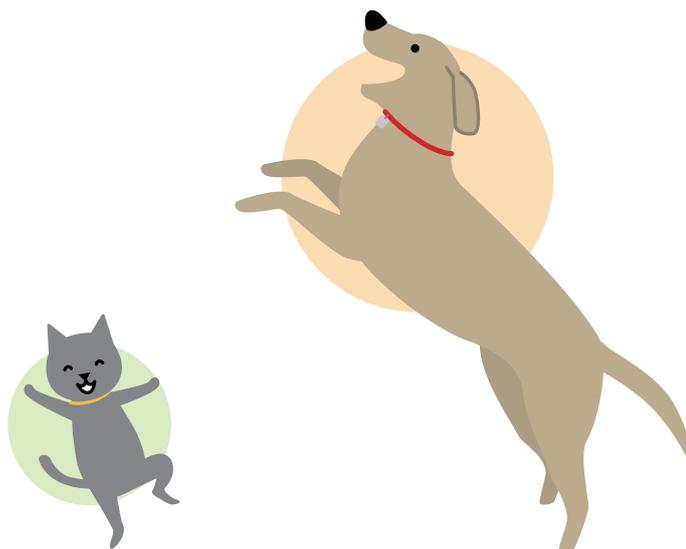
登録したご家族さまが、**ご契約者さまに代わってご契約内容についてお問い合わせいただけます。**

2

災害時など、みどり生命が**ご契約者さまと連絡が取れない場合、登録したご家族さまにご契約者さまの連絡先の確認を行います。**ご契約者さまの連絡先が判明することで、ご契約者さまはみどり生命からの重要なお案内をお受け取りいただけます。

- 「安心のご家族登録サービス」とは、当社のご契約に関する情報を、ご契約者さまのご家族さまにも提供できるように、事前にご契約者さまよりそのご家族さまを指定・登録いただく制度です。みどり生命では、迅速・確実に遺族年金などの請求手続きができるよう、遺族年金受取人さまを当制度に登録することを推奨しています(「ご契約者さま」=「遺族年金受取人さま」の場合は、被保険者さまを登録することを推奨しています)。
- お申し込みにあたっては「安心のご家族登録サービス」のご案内を確認ください。





■お問い合わせ先■

みどり生命お客さまサービスセンター

☎ 0120-566-322

【受付時間】9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご契約の際には、「注意喚起情報(その他特にご確認いただきたい事項を含む)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- お申し込みの撤回(クーリング・オフ)について
- 健康状態等の告知義務について
- 年金などをお支払いできない場合について
- 解約と払戻金について
- 契約内容の変更等について

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

お取り扱い(募集代理店)

商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。

(引受生命保険会社)

みどり生命保険株式会社

〒114-8595 東京都北区王子6-3-43
ホームページ <https://midori-life.com/>